

横浜自然観察の森条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領

平成32年4月から横浜自然観察の森を指定管理者に管理させるとともに、自然観察センター内研修室に利用料制を導入する等のため、「横浜自然観察の森条例施行規則（昭和61年15号）の一部を改正することを予定しています。

この改正について、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

平成 31 年 2 月 28 日（木）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

2 ご意見の提出方法

ご意見は「意見提出書」にご記入のうえ、次のいずれかの方法により、「横浜市環境創造局みどりアップ推進課森づくり担当」あてにご提出願います。

お電話でのご意見のご提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

ks-jurinchi@city.yokohama.jp（タイトルに「市民意見公募」と明記してください）

(2) 郵送または持参の場合

【郵送先】〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

【持参先】関内中央ビル 6 階（横浜市中区真砂町 2 - 22）

※持参の場合の受付時間は平日午前 8 時 45 分から午後 5 時までです。

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-224-6627

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、後日公表させていただく予定ですので、あらかじめご了承ください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用します。

(4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）」に従い、適切に取り扱います。

4 お問合せ先

横浜市環境創造局 みどりアップ推進部みどりアップ推進課森づくり担当

メールアドレス：ks-jurinchi@city.yokohama.jp